

平成30年7月20日

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

柏原市上下水道部

配水管分岐から水道メーターまでの給水装置工事を
作業する資格者の確保について

水道法施行規則第36条第2号に規定している事業の運営の基準では、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、配水管から分岐して水道メーターまでの給水装置工事を施行する場合において、「適切に作業を行うことができる技能を有する者」（以下「配管技能者」という。）に従事又は監督させることとされています。

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは？

平成23年8月30日付厚生労働省水道課事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」によると「適切な作業を行うことができる技能を有する者」として次のように例示されています。

- ① 水道事業体等によって行われた試験や講習により資格を得られた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が平成23年度まで実施した配管技能の習得に係る講習（名称「給水装置工事配管技能講習会」）を終了した者又は平成24年度から実施した「給水装置工事配管技能検定会」に合格した者

*なお、いずれの場合も配水管への分水栓の取り付け、配水管の穿孔、給水管の接合の経験を有している必要があります。

今後は、指定工事事業者の適正な事業の運営の確認をすることとなりますので、すみやかに配管技能者の確保に努めて下さい。